社会福祉法人ひまわり福祉会 通所介護サービス重要事項説明書別表

ひまわり園デイサービスセンター利用料金表

2024年4月1日 改定

(1) 介護サービス基本料金

介護保険給付によるサービスの利用料は、要介護度により決定します。また、事業所の体制等 が加算要件に該当すれば、その分基本料金に上乗せとなります。

利用料の自己負担額は、「介護保険・負担割合証」に記載された負担割合に応じて決定します。

料金単価の設定は、介護保険法により定められています。制度改定により単価が変更する場合がありますのでご了承ください。

負担割合の判定基準		<i>₽</i> +¤
第1号被保険者(65歳以上)の方が	第1号被保険者(65歳以上)の方が	負担 割合
世帯に1人の場合 (単身者含む)	世帯に2人以上の場合	古1.口
●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ	●本人の合計所得金額が220万円以上かつ	
年金収入とその他の合計所得金額の合計	世帯の年金収入とその他の合計所得金額	3割
額が 340 万円以上	の合計額が 463 万円以上	
●本人の合計所得金額が 160 万円以上 220	●本人の合計所得金額が 160 万円以上 220	
万円未満かつ年金収入とその他の合計所	万円未満かつ世帯の年金収入とその他の	
得金額の合計額が 280 万円以上	合計所得金額の合計額が346万円以上	2割
●本人の合計所得金額が 220 万円以上かつ	●本人の合計所得金額が220万円以上かつ	△台
年金収入とその他の合計所得金額の合計	世帯の年金収入とその他の合計所得金額	
額が 280 万円以上 340 万円未満	の合計額が 346 万円以上 463 万円未満	
●第2号被保険者	●第2号被保険者	
●市区町村民税非課税世帯	●市区町村民税非課税世帯	
●生活保護受給者	●生活保護受給者	
●本人の合計所得金額が 160 万円未満	●本人の合計所得金額が 160 万円未満	1割
●本人の合計所得金額が 160 万以上 220 万	●本人の合計所得金額が 160 万以上 220 万	
円未満かつ年金収入とその他の合計所得	円未満かつ世帯の年金収入とその他の合	
金額の合計額が 280 万円未満	計所得金額の合計額が 346 万円未満	

通常規模型通所介護費 7時間以上8時間未満 基本料金(一日につき)

要介護度	1割負担の場合
要介護 1	658 円
要介護 2	777 円
要介護 3	900 円
要介護 4	1,023 円
要介護 5	1,148円

加算

加算名	要件	1割負担の場合
サービス提供体制強化	介護職員総数のうち、介護福祉士の割合が70	22 円/回
加算 I	%以上、または勤続年数 10 年以上の介護福	
	祉士の割合が 25%以上配置されていること。	
入浴介助加算 I	見守り及び介助にて入浴した場合	40 円/回
個別機能訓練加算	2 名以上配置された機能訓練指導員等が共同 76 円/日	
(I) ¤	して、機能訓練の計画作成・実施・評価を行	
	い、利用者または家族にその内容、進捗を説	
	明した場合	
介護職員処遇改善加算	賃金改善計画の策定及び介護職員処遇改善計	5.9%
I	画の行政提出、実績報告の行政提出等、要件	※ 2024年5月末
	を満たした場合。	まで
介護職員等特定処遇改	賃金改善計画の策定及び介護職員等特定処遇	1.2%
善加算 I	改善計画の行政提出及び実績報告等、要件を	※ 2024年5月末
	満たした場合。	まで
介護職員等ベースアッ	賃金改善計画の策定及び介護職員等特定処遇	1.1%
プ等支援加算	改善計画の行政提出及び実績報告等、要件を	※ 2024年5月末
	満たした場合。	まで
介護職員等処遇改善加	介護職員等の賃金改善の実施、及び所定の届	9.2%
算 (I)	出を行う等、要件を満たした場合。	※ 2024年6月1
		日から

※処遇改善加算、ベースアップ等支援加算は、区分支給限度基準額の算定対象外になります。 ※送迎をご家族等で行った場合、または利用者の方が自ら通われた場合は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算します。

(2) 介護保険の適用を受けないサービス

介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、介護保険の適用外となります。 超過分の利用料は全額自己負担となりますのでご注意ください。

(3) その他の費用

サービスの種別	内容	自己負担額
食費	事業所が提供する食事をとられた場	630 円
	合の一食あたりの費用。	
行事参加費	行事等に参加された際に、実費が発	実費
	生した場合。	
通常実施地域外送迎費	送迎の通常実施地域を超えた場合。	50 円/1 k m
時間外利用料	営業時間を超えて利用された場合。	基準額の7分の1を1時
		間計算として 100 分の
		125 を乗じた額を 1 時間
		単位として徴収。

(4) キャンセル料

利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取 消料として当日の利用料金の100%(自己負担相当額)をお支払いいただく場合があります。 但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(5) 支払方法

利用料の支払いは、月末締めの翌月18日、金融機関口座引き落としを原則とさせていただきます。